

○一部事務組合下田メディカルセンター議会の個人情報の保護に関する条例

令和5年2月14日

一部事務組合下田メディカルセンター条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、一部事務組合下田メディカルセンター議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(議会の責務)

第2条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(準用)

第3条 個人情報等の取扱いその他個人情報の保護に関する事項については、下田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年下田市条例第32号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。